

昭和五十年法律第八十四号

石油コンビナート等災害防止法

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 新設等の届出、指示等（第五条—第十
四条）
第三章 特定事業者に係る災害予防（第十五条
一第二十二条）
第四章 災害に関する応急措置（第二十三条—第
二十六条）
第五章 防災に関する組織及び計画（第二十七
一条—第三十二条）
第六章 緑地等の設置（第三十三条—第三十七
一条）
第七章 雜則（第三十八条—第四十八条）
第八章 罰則（第四十九条—第五十二条）
附則 第一章 総則

（目的）
第一条 この法律は、石油コンビナート等特別防
災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、その災
害の防止に関する基本的事項を定めることによ
り、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四
号）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二
百二十三号）その他災害の防止に関する法律と
相まって、石油コンビナート等特別防災区域に
係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合
的な施策の推進を図り、もつて石油コンビナ
ート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、
身体及び財産を保護することを目的とする。
（定義）
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ
による。
一 石油等 石油（消防法別表第一に掲げる第
一石油類、第二石油類、第三石油類及び第四
石油類をい。以下同じ。）及び高圧ガス
(高圧ガス保安法第二条に規定する高圧ガ
ス並びに政令で定める不活性ガスを除く。)
をいう。以下同じ。）をいう。
二 石油コンビナート等特別防災区域 次のい
ずれかに該当する区域であつて、政令で指定
するものをいう。

（同法第三条第一項各号に掲げる高圧ガス、
ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）
第二条第十一項に規定するガス事業及び同条
第十三項に規定するガス工作物に係る高圧ガ
ス並びに政令で定める不活性ガスを除く。）
をいう。以下同じ。）をいう。
二 石油コンビナート等特別防災区域 次のい
ずれかに該当する区域であつて、政令で指定
するものをいう。

イ 当該区域内に、石油の貯蔵・取扱量（消防

法第十一條第一項の規定による許可に係る
貯蔵所、製造所又は取扱所（同法第十六条
の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所を
除く。以下「石油貯蔵所等」という。）に
おいて貯蔵し、又は取り扱う石油の貯蔵量
及び取扱量を政令で定めるところにより合
計して得た数量をいう。以下同じ。）を政
令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た
数値若しくは高圧ガスの処理量（高圧ガス
保安法第五条第一項の規定による許可又は
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のた
めの低炭素水素等の供給及び利用の促進に
関する法律（令和六年法律第三十七号。以
下「水素等供給等促進法」という。）第十
二条第一項の規定による承認に係る事業所
において定置式設備により高圧ガス保安法
第五条第一項第一号に規定する圧縮、液化
その他の方法で一日に処理することができ
るガスの容積をいう。以下同じ。）を政令
で定める基準処理量で除して得た数値又は
これらを合計した数値が一以上となる事業
所を含む二以上の事業所が所在し、かつ、
当該区域内に所在する事業所のうち、石油貯
蔵所等を設置している全ての者の事業所に
おける石油の貯蔵・取扱量を合計した数量
を政令で定める基準貯蔵・取扱量で除し
て得た数値若しくは同項の規定による許可
若しくは水素等供給等促進法第十二条第一
項の規定による承認を受けている全ての者
の事業所における高圧ガスの処理量を合計
した数量を政令で定める基準総処理量で除
して得た数値又はこれらを合計した数値が
一以上となる区域であつて、当該区域内に所
在する特定の事業所についてそれぞれ災害
の発生及び拡大の防止のための特別の措置
を講じさせるとともに当該区域について一
体として防災体制を確立することが緊要で
あると認められるもの。

十 特定防災施設等 流出油等防止堤、消火又
は延焼の防止のための施設又は設備（消防法
高圧ガス保安法その他の災害の防止に関する
法令の規定により設置すべきものを除く。）
であつて、主務省令で定めるものをいう。
（特定事業者の責務）
第三条 特定事業者は、その特定事業所における特
災害の発生及び拡大の防止に関し万全の措置を
講じるとともに、当該特定事業所の所在する特
別防災区域において生じたその他の災害の拡大
の防止に関し、他の事業者と協力し、相互に一
体となつて必要な措置を講じる責務を有する。
（国及び地方公共団体の施策）
第四条 国及び地方公共団体は、特定事業者の行
められもの区域

ハイ又は口に該当することなると認めら
れる区域

三 災害 火事、爆発、石油等の漏洩、若しくは
流出その他の事故又は地震、津波その他の異
常な自然現象により生ずる被害をいう。

四 第一種事業所 石油コンビナート等特別防
災区域（以下「特別防災区域」という。）に
所在する事業所であつて、石油の貯蔵・取扱
量を第二号イに規定する政令で定める基準貯
蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガ
スの処理量を同号イに規定する政令で定める
基準処理量で除して得た数値又はこれらを合
計した数値が一以上となるものをいう。

五 第二種事業所 特別防災区域内に所在する事
業所のうち第一種事業所以外の事業所であつ
て、政令で定める基準に従い、相当量の石油
等その他政令で定める物質を取り扱い、貯蔵
し、又は処理することにより当該事業所にお
ける災害及び第一種事業所における災害が相
互に重要な影響を及ぼすと認められるものと
して都道府県知事が指定するものをいう。

六 特定事業所 第一種事業所及び第二種事業
所をいう。

七 第一種事業者 第一種事業所を設置してい
る者をいう。

八 第二種事業者 第二種事業所を設置してい
る者をいう。

九 特定事業者 第一種事業者及び第二種事業
者をいう。

十 特定防災施設等 流出油等防止堤、消火又
は延焼の防止のための施設又は設備（消防法
高圧ガス保安法その他の災害の防止に関する
法令の規定により設置すべきものを除く。）
であつて、主務省令で定めるものをいう。

（新設の届出等）
第五条 第一種事業所（石油貯蔵所等を設置する
事業所であり、かつ、高圧ガス保安法第五条
第一項の規定による許可又は水素等供給等促進法
第十二条第一項の規定による承認に係る事業所
であるものに限る。以下この章において同じ。）
の新設（石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの處
理量を増加するための工事その他の政令で定め
る工事をすることにより第一種事業所となる場
合における当該工事を含む。以下同じ。）をし
て、書面で、その者の氏名（法人にあつては、
その名称及び代表者の氏名）及び住所、設置の
場所、新設のための工事の開始の予定日並びに
当該事業所に係る次の事項を含む第一種事業所
の新設に関する計画を主務大臣に届け出なけれ
ばならない。

一 主務省令で定める基準により、事業所の敷
地をその用途に応じ、製造施設地区、貯蔵施
設地区、用役施設地区、事務管理施設地区そ
の他の施設地区に区分した場合におけるこれ
らの施設地区（以下「各施設地区」という。）
の面積及び配置

二 特別防災区域内の事業所間の連絡導管及び
連絡道路であつて、当該事業所の敷地内にあ
るものとの配置

三 敷地面積

四 その他の主務省令で定める事項

前項の規定による届出をする場合には、当該
事業所の位置、周囲の状況及び各施設地区の配
置を示す図面、石油又は高圧ガスの各施設地区
別及び種類別のそれぞれの貯蔵・取扱量又は処
理量を示す書面その他の主務省令で定める書類
を提出しなければならない。

三 主務大臣は、第一項の規定による届出があ
たときは、遅滞なく、その届出書の写しを政令
で定める行政機関の長（以下「関係行政機関の
長」という。）関係都道府県知事及び関係市町
村長に送付するものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定による届出に係る
第一種事業所の新設に関する計画について、関
係都道府県知事の意見を聽かなければならな

存否その他災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができる。

(自衛防災組織等に対する指示)

第二十五条 市町村長又は関係管区海上保安本部の事務所の長は、災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施について必要があると認めるときは、自衛防災組織、共同防災組織又は広域共同防災組織に指示をすることができる。

2 警察官は、市町村長若しくはその委任を受け前項に規定する市町村長の職権を行う市町村の職員及び関係管区海上保安本部の事務所の長若しくはその委任を受けて同項に規定する関係管区海上保安本部の事務所の長の職権を行なう海上保安官が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、人命の救助、危険な区域への立入りの制限若しくは禁止又は当該区域からの退去に関する指示について、同項に規定する市町村長又は関係管区海上保安本部の事務所の長の職権を行うことができる。

(災害応急措置の概要等の報告)

第二十六条 特定地方行政機関(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号))第九条に規定する国(行政機関)の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。以下同じ。の長、都道府県知事、市町村長、特定事業者その他法令の規定により特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有する者は、発生した災害の状況及びその実施した措置の概要について、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、石油コンビナート等防災本部に逐次報告しなければならない。

第五章 防災に関する組織及び計画
(石油コンビナート等防災本部)
第二十七条 特別防災区域が所在する都道府県に、石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という)を置く。
2 特別防災区域であつて、第二条第一号ハに該当するもののみが所在する都道府県においては、前項の規定にかかるわらず、防災本部を置かなければできる。

3 防災本部は、当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域に係る防災(災害の発生及び拡大を防止し、並びに災害の復旧を図ることをいう。以下この章において同じ。)に関し、次の事務をつかさどる。

一 石油コンビナート等防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 防災に関する調査研究を推進すること。

三 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。

四 災害が発生した場合において、当該都道府県、関係特定地方行政機関、関係市町村、関係公共機関(災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関及び同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。)、当該都道府県の区域内の公共的団体及び当該特定事業所に係る特定事業者その他当該特別事業所に係る特定事業者その他の当該専門員を置くことができる。

五 石油コンビナート等現地防災本部に対し、災害応急対策の実施に係る必要な指示を行なうこと。

六 災害が発生した場合において、国(行政機関(関係特定地方行政機関を除く。))との連絡を行い、及び他の都道府県との連絡調整を行うこと。

七 その他特に防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

(防災本部の組織)

第二十八条 防災本部は、本部長及び本部員をもつて組織する。

2 本部長は、当該防災本部を設置する都道府県の知事をもつて充てる。

3 本部長は、防災本部の事務を総括する。

4 本部長は、事故があるときは、あらかじめその指名する本部員がその職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域の全部又は一部を管轄する特定地方行政機関の長又はその指名する職員のうちから指名する者をもつて充てる。

二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面監査又はその指名する部隊若しくは機関の長

三 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長

四 当該都道府県の区域内の市町村のうち、そちから指名する者

六 当該都道府県の区域内の市町村(前号に規定する市町村を除く。)のうち、当該都道府県の知事が特別防災区域に係る防災に関する必要と認めて指定する市町村の市町村長

八 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域ごとに、当該特別防災区域内の特定事業所に係る特定事業者を代表する者

七 前二号に規定する市町村の消防長(消防本部を置かない市町村については、消防団長)

八 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域ごとに、当該特別防災区域内の特定事業所に係る特定事業者を任命する者

九 その他当該都道府県の知事が必要と認めて任命する者

十 防災本部に、専門の事項を調査させるため、専門員を置くことができる。

十一 専門員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の関係市町村の職員、関係公共機関の職員、関係特定事業所の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

十二 本部長は、特別防災区域において発生した災害の応急対策の実施について必要があると認めるとときは、消防庁長官に対し、専門的知識を有する職員を防災本部に派遣するよう要請することができる。この場合において、消防庁長官は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

十三 前各項に定めるものほか、防災本部の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従つて当該都道府県の条例で定める。

(石油コンビナート等現地防災本部)

第二十九条 防災本部の本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときは、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、石油コンビナート等現地防災本部(以下「現地本部」という)を設置することができる。

2 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもつて組織する。

3 現地本部長及び現地本部員は、本部員のうちから本部長が指名する者をもつて充てる。

4 現地本部は、防災本部の指示を受けて、石油コンビナート等防災計画の定めるところによつて、当該特別防災区域に係る災害に関する防災活動の実施について、防災本部の事務の一部を行なう。

(防災本部の協議会)

第三十条 一 の特別防災区域が二以上の都府県にわたつて所在する場合には、当該特別防災区域に係る石油コンビナート等防災計画を作成し、その実施を推進するため、これらの都府県は、協議により規約を定め、当該特別防災区域に開設し、防災本部の協議会を設置しなければならない。ただし、当該特別防災区域が第二条第二号ハに該当するものである場合は、防災本部の協議会を設置しないことができる。

2 前項の防災本部の協議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(石油コンビナート等防災計画)

第三十一条 防災本部及びその協議会は、当該都道府県の区域内にその全部の区域が含まれる特別防災区域(防災本部の協議会にあつては、当該協議会を設置した二以上の都府県にわたつて所在する特別防災区域)に係る石油コンビナート等防災計画(以下「防災計画」という)を作成し、及び毎年これに検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該防災計画は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画、同条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号イに規定する都道府県地域防災計画及び同号ハに規定する都道府県相互間地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

3 防災計画においては、前項の特別防災区域に係る防災に關し、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

二 関係機関等の防災に関する組織の整備及び防災計画における事務又は業務に從事する職員の配置等に關すること。

三 特定事業所の職員及びその他の関係機関等の職員の防災教育及び防災訓練に關すること。

四 特定事業者間の相互応援に關すること。

五 防災のための施設、設備、機械器具及び資材の設置、維持、備蓄、調達、輸送等に關すること。

六 災害の想定に關すること。

七 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の収集及び伝達並びに広報に關すること。

八 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の活動の基準に關すること。

帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県知事への報告等)

第四十一条 市町村長(特別区の区長並びに消防本部及び消防署を置かない市町村の市町村長を除く。)は、この法律又は消防法の規定により当第一種事業所(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定期定都市の長が高圧ガス保安法第七十九条の三又は水素等供給等促進法第四十条の規定により当該第一種事業所に係るこれらの規定に規定する事務のいずれも処理することとされているものを除く。次項において同じ。)に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を関係都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、高圧ガス保安法の規定により第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたとき、又は水素等供給等促進法の規定により第一種事業所に係る通知の受理その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を前項の市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定による報告を受けた都道府県知事又は前項の規定による通知を受けた市町村長は、特別防災区域に係る灾害の発生及び拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、それぞれ、第一項の市町村長又は前項の都道府県知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

第四十二条 (緊急時の主務大臣の指示)

都道府県知事は、石油コンビナート等特別防災区域に係る灾害の発生及び拡大の防止等のため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長に対し、この法律に規定する都道府県知事又は市町村長の権限に属する事務のうち、政令で定めるものの処理について指示することができる。

(国の援助)

第四十二条 国は、特定事業者がこの法律に基づいて行うべき防災のための施設又は設備の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、災害の発生及び拡大の防止に関する技術的な助言その他援助に努めるものとする。

第四十三条 消防法第十四条の四の規定は、政令で定める特定事業所については、適用しない。(適用除外)

第四十四条 第二十五条の規定は、国の機関が設置する自衛防災組織については、適用しない。(手数料)

第四十五条 第十一条第一項の規定による確認を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第四十六条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第十五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第三項、第十二条第一項、第十三条第一項若しくは第十四条第三項の規定による届出の受理(要請を受けることを含む。)(主務大臣等)

定による指定に関する事項については、総務大臣

三 第三十三条第二項の規定による協議に関する事項については、国土交通大臣

二 第二条第十号の施設若しくは設備、第五十五条第一項の基準、同条第二項の規定による届出及び検査、同条第三項の規定による点検及び記録、第十六条第五項、第十七条第六項、第十九条第三項若しくは第十九条の二第四項の規定による届出、第十八条第一項の防災規程、第十九条第二項の共同防災規程、第十九条の二第三項の広域共同防災規程又は第二十条の二若しくは第四十一条第一項の規定による報告に関する事項については、総務省令

一 第二条第十号の施設若しくは設備、第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条の規定に違反した者

三 第十八条第一項、第十九条第五項、第十九条の二第六項又は第二十一条第一項若しくは第六十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十八条第一項若しくは第十五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十条の二又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

五 第四十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

七 第二十条の二又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

九 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

一 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

二 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

三 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

四 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

五 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

六 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

七 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

八 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

九 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

四 第二十四条の二の規定による情報の提供を求める者、又は虚偽の情報提供した者

一 第二十三条第二項の規定による協議に関する事項については、国土交通大臣

二 第二条第十号の施設若しくは設備、第五十五条第一項の基準、同条第二項の規定による届出及び検査、同条第三項の規定による点検及び記録、第十六条第五項、第十七条第六項、第十九条第三項若しくは第十九条の二第四項の規定による届出、第十八条第一項の防災規程、第十九条第二項の共同防災規程、第十九条の二第三項の広域共同防災規程又は第二十条の二若しくは第四十一条第一項の規定による報告に関する事項については、総務省令

一 第二条第十号の施設若しくは設備、第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条の規定に違反した者

三 第十八条第一項、第十九条第五項、第十九条の二第六項又は第二十一条第一項若しくは第六十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十八条第一項若しくは第十五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十条の二又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

五 第四十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

七 第二十条の二又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

九 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

一 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

二 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

三 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

四 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

五 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

六 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

七 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

八 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

九 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

四 第二十四条の二の規定による情報の提供を

せず、又は虚偽の情報提供した者

一 第二十三条第二項の規定による協議に関する事項については、国土交通大臣

二 第二条第十号の施設若しくは設備、第五十五条第一項の基準、同条第二項の規定による届出及び検査、同条第三項の規定による点検及び記録、第十六条第五項、第十七条第六項、第十九条第三項若しくは第十九条の二第四項の規定による届出、第十八条第一項の防災規程、第十九条第二項の共同防災規程、第十九条の二第三項の広域共同防災規程又は第二十条の二若しくは第四十一条第一項の規定による報告に関する事項については、総務省令

一 第二条第十号の施設若しくは設備、第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条の規定に違反した者

三 第十八条第一項、第十九条第五項、第十九条の二第六項又は第二十一条第一項若しくは第六十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十八条第一項若しくは第十五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二项の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十条の二又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

五 第四十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

七 第二十条の二又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

九 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

一 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

二 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

三 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

四 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

五 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

六 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

七 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

八 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後に消防法第十一条第一項又は石油コンビナート等災害防止法第五条第一項若しくは第七条第一項の規定に違反してされたこれらに規定に規定する設置、新設又は変更で当該設置、新設又は変更のための工事がこの法律の施行前に開始されたものに対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 (昭和五三年六月一五日法律第七三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年六月二十四日法律第四二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成七年一二月八日法律第一三二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年三月三一日法律第一四四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年五月二一日法律第五〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定並びに附則第八条から第十条まで、第十九条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十条の六第一項第三号の改正規定及び第五十七条の八第一項第三号の改正規定に限る)、第二十五条(大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)

第二十七条第二項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める部分に限り
る。)、第二十六条(騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二十一条第一項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める部分に限
る。)、第三十条及び第六十四条(振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第十八条第一項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める部分に限
る。)の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をされなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

(手数料に関する経過措置)
第二百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)
第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)
第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。
第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則 (平成一九年一月二二日法律第十六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日

| (施行期日) | |
|--|--|
| 第一条 | この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 |
| 一 第一条中電気事業法目次の改正規定（電気事業者）を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める部分に限る。）、同法第二十六条の次に二条を加える改正規定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法第二十七条の十二の改正規定、同法第二十七条の二十六第一項の改正規定、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第七節第一款の款名の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十八条の四十第五号の改正規定、同節第五款の款名の改正規定、同法第三十一条の前に見出しを付する改正規定、同節第六款中第三十四条を第三十四条の二とする改正規定、同節第五款に一条を加える改正規定、同法第一百九条第九号の改正規定及び同法第一百二十条第四号の改正規定、第五条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに第六条中電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六条第四項の改正規定（第六十六条の十一）を「第六十六条の十」に改める部分に限る。）及び同法附則第二十三条第三項の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条から第十二条まで及び第二十八条の規定（施行期日） | 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 |
| 一 附則第十九条の規定（施行期日）抄 | 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 |
| 二 及び三 略 | 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 |
| 四 第十二条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十二条及び第十三条の規定、附則第十三 | 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 |

| (施行期日) | |
|-------------|--|
| 第十九条 | この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める（政令への委任） |
| 号) 抄 | 附 則（令和六年五月二十四日法律第三十七号) 抄 |
| | 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。 |